電力・ガス取引監視等委員会からの報告徴収等への報告について

東邦ガス株式会社(社長:増田 信之)は、2024年3月4日に公正取引委員会から、中部地区における家庭用都市ガス(電気のセット契約割引を含む)に係る小売供給、ならびに再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取期間満了後の電気の買取に関して独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反するおそれがある行為を行っていたとして警告を受けるとともに、大口需要家向け都市ガスに係る小売供給に関して同法第3条の規定に違反する行為があったと認定されました(2024年3月4日お知らせ済み)。

上記を受け、当社は、2024年3月4日に、電力・ガス取引監視等委員会から報告徴収等を受領しました(<u>2024年3月4日お知らせ済み</u>)。当社は、本日、これに対する報告を行いましたので、お知らせいたします。

お客さまをはじめ関係者の皆さまに、多大なるご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、今後、二度と独占禁止法違反を繰り返さないという断固たる決意のもと、再発防止の徹底に取り組んでまいります。

以上